

平成 22 年 2 月 4 日

各 位

会 社 名 ロイヤルホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 今井 明夫  
(コード番号 8179 東証第一部、福証)  
問合せ先 執行役員 財務企画部長 藤岡 聡  
(TEL 03-5707-8873)

公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う  
「当社上場子会社である株式会社テン コーポレーション株式に対する  
公開買付の開始に関するお知らせ」の訂正に関するお知らせ

ロイヤルホールディングス株式会社（以下「当社」といいます。）は、株式会社テン コーポレーション（コード番号：2727 ジャスダック上場、以下「対象者」といいます。）の株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、金融商品取引法（以下「法」といいます。）第 27 条の 8 第 2 項に基づく公開買付届出書の訂正届出書を平成 22 年 2 月 4 日付で関東財務局長に提出いたしました。これに伴い、平成 21 年 12 月 18 日付「当社上場子会社である株式会社テン コーポレーション株式に対する公開買付の開始に関するお知らせ」の内容を下記のとおり訂正いたしますのでお知らせいたします。なお、本訂正は、法第 27 条の 3 第 2 項第 1 号に定義される買付条件等の変更ではございません。

記

「当社上場子会社である株式会社テン コーポレーション株式に対する公開買付の開始に関するお知らせ」の訂正の内容  
(訂正箇所には下線を付しております。)

4. その他

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

① 株券等の取得に関する許可等

(訂正前)

当社は、日本国の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。その後の改正法及び平成 22 年 1 月 1 日に施行される改正法を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第 10 条第 2 項に基づき、本公開買付けによる株式取得（以下「本件株式取得」といいます。）に関する計画を公正取引委員会にあらかじめ届け出なければならず（以下、当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第 8 項により事前届出受理の日から 30 日を経過するまでは対象者の株式を取得することができません（以下、株式の取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。）。

(中略)

当社は、本公開買付けによる株式取得に関する事前相談を行っておらず、平成 22 年 1 月 4 日（月曜日）に公正取引委員会に対して事前届出を行う予定でした。従って、排除措置命令の事前通知がなされるべき措置期間及び取得禁止期間は、原則として平成 22 年 2 月 3 日（水曜日）の経過をもって満了する予定でした。なお、措置期間及び取得禁止期間が満了したときは、当社は、法第 27 条の 8 第 2 項に基づき、直ちに、本公開買付けに係る公開買付届出書の訂正届出書を提出いたします。

公開買付期間満了の日の前日までに措置期間が満了しない場合又は排除措置命令の事前通知

がなされた場合には、前記「2. 買付け等の概要」の「(10) その他買付け等の条件及び方法」  
「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第 14  
条第 1 項第 4 号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回を行うことがありま  
す。

(訂正後)

当社は、日本国の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第 10 条第 2 項に基づき、本公開買付けによる株式取得（以下「本件株式取得」といいます。）に関する計画を公正取引委員会にあらかじめ届け出なければならず（以下、当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第 8 項により事前届出受理の日から 30 日を経過するまでは対象者の株式を取得することができません（以下、株式の取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。）。

(中略)

当社は、本公開買付けによる株式取得に関する事前相談を行っておらず、平成 22 年 1 月 4 日（月曜日）に公正取引委員会に対して事前届出を行い、取得禁止期間は、平成 22 年 2 月 3 日（水曜日）の経過をもって満了いたしました。また、排除措置命令の事前通知がなされるべき措置期間についても、公正取引委員会より排除措置命令の事前通知を受けることなく、平成 22 年 2 月 3 日（水曜日）の経過をもって満了いたしました。

## ② 上場廃止の見込み

(訂正前)

(前略)

以上

(訂正後)

(前略)

## ③ 対象者公表の「特別損失の発生に関するお知らせ」について

対象者は、平成 22 年 2 月 4 日付で、「特別損失の発生に関するお知らせ」をジャスダック証券取引所において公表し、臨時報告書を関東財務局長へ提出しております。当該報告書の概要は以下のとおりです。

### (1) 当該事象の発生日

平成 22 年 2 月 4 日(取締役会決議日)

### (2) 当該事象の内容

平成 21 年 12 月期通期決算におきまして、不採算店舗の固定資産減損処理を実施し、特別損失を計上することといたしました。

### (3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象により平成 21 年 12 月期通期決算に計上する特別損失の金額は以下のとおりです。

<u>貸倒引当金繰入</u>	<u>64 百万円</u>
<u>減損損失</u>	<u>114 百万円</u>

<u>固定資産除却損等</u>	<u>19 百万円</u>
<u>合計</u>	<u>198 百万円</u>

以上